

総務委員会提出議案

平成24年6月14日決定
総務委員長 大橋 信夫

1. 国は、我が国経済の屋台骨である中小企業が、引き続き経済の原動力として中心的役割を果たしていけるよう、財政、金融、税制等の総合的な経済対策を大胆かつ確実に実行すること。

【提出理由】

国は、5月の月例経済報告で「景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。」としている。「先行きについては、復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、欧州政府債務危機を巡る不確実性が再び高まっており、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。また、電力供給の制約や原油高の影響、さらには、デフレの影響等にも注意が必要である。」と付け加えている。

また、全国中央会の4月の中小企業景況調査においても「前月比で主要4指標のうち3指標が上昇し、昨年同月と比較しても東日本大震災前の水準を取り戻したが、原油高によって原材料価格が高止まりしていることによる収益圧迫、依然として続く円高傾向による海外生産・調達加速化への懸念に加え、電気料金値上げの影響が心配される等、先行きの不安を抱えた状況が続いている。」としている。

これらの調査結果から景況は改善傾向にあるが、我が国経済は、現在、円高・デフレの影響、電力不足及び電気料金の大幅な値上げ、更には消費税率の引上げ等の様々な難題を抱えており、我々中小企業にとっては先の見通しにくい、厳しい経営環境を強いられることが懸念される。

そのため、上向きになりつつある景気が、今後とも順調に持続するように、国は財政や社会保障問題、また電力の安定供給等の諸問題に全力で取り組むとともに、我が国経済の屋台骨である中小企業が、引き続き経済の原動力として中心的役割を果たしていけるよう、財政、金融、税制等の総合的な経済対策を大胆かつ確実に実行すること。

主要指標の前年同月比D Iの推移

(全国中央会調査)

	H23								H24				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	～	12月	1月	2月	3月	4月	前月比
景況	-39.0	-38.2	-55.1	-58.2	-56.8	-50.2	～	-41.0	-42.3	-41.4	-32.3	-28.5	3.8
売上高	-27.1	-21.7	-40.0	-46.3	-46.0	-38.1	～	-23.1	-30.0	-25.5	-11.8	-11.9	-0.1
収益状況	-40.6	-38.0	-50.7	-52.9	-53.4	-48.3	～	-37.3	-42.5	-39.5	-31.0	-28.3	2.7
販売価格	-19.5	-17.7	-19.6	-18.6	-21.7	-19.5	～	-16.9	-17.9	-16.6	-15.4	-14.1	1.3

(注) D Iとは、前年同月に比べ「増加」・「上昇」・「好転」したとする割合から「減少」・「低下」・「悪化」したとする割合を差し引いた値である。

2. 国は、再生可能エネルギー（風力、太陽光、地熱）等の技術開発を積極的に進めるとともに、中小企業が省エネ設備を導入するに当たり、助成金の増額や補助率のアップを図る等の助成制度の拡充・強化を図ること。

【提出理由】

我が国の原発が、安全対策再検討のためすべて停止しているなか、今後の電力安定供給の確保とコスト上昇の抑制が最優先課題となっている。

もし今年の夏に実施された計画停電や電力使用制限が、再び実施されるようなことがあれば、我が国の経済に与える影響は非常に大きく、企業の事業活動は大幅に制限されることになる。その中にはやむを得ず海外に生産拠点を移す企業が現れる等、産業の空洞化がますます加速し、地域経済や中小企業の経営に深刻な影響を及ぼすことになる。

電力供給の不足を補う火力発電の増加は、低炭素化社会に逆行することにもつながる。全原発停止の非常事態に際して一時的にはやむを得ない面もあるが、過度な火力依存をそのまま固定化することは、低炭素化社会に逆行するばかりでなく、原油価格の高騰によるコストの上昇や石油の備蓄・確保等、将来的に大きな不安を抱えることにもなる。

一方、近年成長の著しい中国やインド等の新興国の石油需要の増大や投機筋による原油価格の高騰、また昨今の石油産出国の政情不安等により、エネルギーの安全保障上、大きなリスクを伴うことになるのは明らかである。

よって国は、将来のエネルギーの安定供給を図るため、またCO₂の削減を推進する成長戦略の一環や新たなビジネスチャンスの創出という点からも再生可能エネルギー（風力、太陽光、地熱）等の技術開発を積極的に進め、あらゆる事態に対応できるように、電力安定供給を確保する対策を確実に講じること。

また、東京電力は今年4月に自由化部門（契約電力50kw以上のビル、工場等の業務用電力）で平均17%の値上げを実施したが、実質的には地域独占の状態にある電力会社が詳細な根拠を示さず、電力利用者の理解を得られぬまま拙速に電気料金を値上げすることは、公共事業である電力事業者として、社会的責任を全く放棄するものであり、到底受け入れられるものではない。

このため、国は、中小企業の経営を圧迫するような電気料金の値上げを極力抑えるとともに、中小企業が省エネ設備を導入するに当たっては、新たな経済的負担が増えるため、助成金の増額や補助率のアップを図る等の助成制度のさらなる拡充・強化を図ること。

3. 国は、「エコアクション21」の認証・登録を取得し、環境経営に取り組む中小企業に対して、経営的なメリットが十分に受けられるような優遇施策を講じること。

【提出理由】

現在、原発事故による電力需給バランスが崩れている中、さらなる節電の取り組みを社会全体で推進していかなければならない。その中でも、企業における電力消費量の削減は、企業独自の知識と判断で行うといった単なる「節電」ではなく、経営の合理化とエネルギー効率の高効率化といった取り組みと合わせて行う、「エコアクション21」や「ISO14001」といった、環境マネジメントシステム（EMS）の構築が有効である。

そこで、EMSを構築する為の具体的なツールとして、「ISO14001」と比較して要求事項がわかりやすく、経費と労力の負担が少ない「エコアクション21」が中小企業にとっては最適なツールであり、その活用が大いに望まれる。

「エコアクション21」とは、環境省が策定したガイドラインに沿ってEMSを構築し、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量などの環境負荷を具体的に削減するとともに、その成果を環境活動レポートで公表し、審査人による審査と第三者機関による「認証・登録」を受ける仕組みである。これにより取引先・消費者等社会からも大きな信頼を得られ、中小企業にとっては大変有益な制度である。

政府も、「21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）」のなかで、『エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』と位置付け、持続可能な社会を構築していくうえでも、「エコアクション21」の活用に大きな期待を寄せている。

平成24年4月末現在の認証・登録事業者数は、中小企業を中心に年々増加しており、全国で7,296事業所にもものぼる。こうした事業者が今後ますます増えることにより節電等の効果はより大きくなる。現在、一部の自治体や金融機関では、これらの企業に対して入札資格審査や事業資金の融資に優遇措置を設けているが、まだまだ十分とはいえない。

よって国は、「エコアクション21」の認証・登録を取得し、環境経営に取り組む中小企業に対して、経営的なメリットが十分に受けられるような優遇施策を講じること。

4. 国は、「中小企業憲章」を尊重し、中小企業組合の連携組織を通じた中小企業の振興が、地域経済の活性化等に果たす役割を再認識するとともに、中小企業組合が中小企業施策の中心的な政策受容体として、その機能が十分に発揮できるような措置を講じること。

【提出理由】

中小企業連携組織対策は、中小企業等の組合を通じてお互いの経営資源を補完し合い、経営革新、技術開発、新市場開拓、技術・技能の伝承、各地の地域資源を活用した新商品開発等の取り組みに対する支援であり、中小企業の振興・発展を図るための重要な施策である。

国連において、本年を国際協同組合年（International Year of Co-operatives＝IYC）とすることが決議された。これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証で、特に協同組合が貧困削減・仕事の創出・社会的統合に果たす役割は大きい。

これには以下の大きな目標が掲げられている。

（１）協同組合についての社会的認知度を高める。

（２）協同組合の設立や発展を促進する。

（３）協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう国や関係機関に働きかける。とされている。

しかしながら、我が国の中小企業連携組織対策事業費は、政府の「三位一体の改革」において、平成18年度より税源とともに都道府県に委譲され、それぞれの裁量に委ねられることになった。そのため残念ながら、その予算状況は総じて年々縮減傾向にあり、中小企業の振興と発展を促す中小企業組合に対する施策が後退している状況にある。

こうした状況の中で、政府は、平成22年6月に「中小企業憲章」を閣議決定し、新たに中小企業政策の基本方針が定められた。その中で、「資金、人材、海外展開力等の経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携等の取組を支援し、力の発揮を増幅する。」ことが基本原則の一つとされ、中小企業は、中小企業組合のもとに団結し、新たな成長分野や地域活力の再生に向けて果敢に挑戦していくことが期待されている。

そこで、この度国連において協同組合の重要性が認識されたことから、国は、「中小企業憲章」を尊重し、中小企業組合の連携組織を通じた中小企業の振興が、地域経済の活性化等に果たす役割を再認識するとともに、中小企業組合が中小企業施策の中心的な政策受容体として、その機能が十分に発揮できるような措置を講じること。

税務委員会提出議案

平成24年6月18日決定
税務委員長 会 津 健

1. 消費税の増税については中小企業への影響に十分配慮すること。

【提出理由】

国は、消費税の増税を盛り込んだ社会保障と税の一体改革関連法案の国会審議を進めているところである。現在5%の消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げることが柱である。5%の税率引き上げで増える税収は年間約13.5兆円で、これを「医療」「年金」「介護」「子育て」の社会保障に充てるとしており、その内4%（10.8兆円）を現在の社会保障制度の維持、1%（2.7兆円）を社会保障サービスの充実に充てる予定である。言うまでもなく、少子高齢化社会の進展で社会保障費は膨らみ続け、保険料と税収だけでは不足することから、多額の赤字国債の発行で穴埋めし、次世代に借金のつけ回しをしているのが現状である。この危機的状況から脱却するため、社会保障制度の維持については国民が広く負担する消費税を充て、国債の発行を減らし財政破綻を防ぐ事が一体改革の趣旨である。こうした改革の必要性は認めつつも、消費税率の引き上げにあたっては中小企業に対する影響について一層の配慮が求められている。

平成23年8月に全国中央会など中小企業4団体が、共同で実施した「中小企業における消費税の転嫁に係る実態調査報告」を見ると、中小企業にとって消費税に関わる切実な問題点が改めて浮き彫りとなった。ポイントは以下のとおりである。

①消費税の価格への転嫁について

消費税が引き上げられた場合、売上高5,000万円以下の小規模・零細事業者の6割以上が「税を転嫁できないと思う」と回答している。この結果は平成9年の消費税率引き上げ時の調査より約10ポイント上昇している。こうしたことから、結果的に規模の小さい事業所では消費税率引き上げにより販売価格に転嫁出来ない分を自らの利益を削って納税することとなるのが明らかである。

②事務負担の増加懸念について

事務負担について見ると、個人事業主の90%以上が自ら消費税に係る事務処理を行っており、さらに経理事務の計算方法では、法人の44%、個人の55%が手計算（電卓などを使用）で行っているという実態が明らかとなった。今後、消費税の仕組みがさらに複雑になることも考えられ、事業主の事務負担が増えることが懸念される。また、複雑な事務処理を専門家に外部委託するにも肝心の経費が出せないのが実情である。もし、軽減税率（複数税率）が導入されれば、手計算ではもはや対応出来ない。さらに新たなPC導入等の設備投資や商品管理方法の見直し等の経費負担や仕事量の

増加は絶対に避けられない。

③免税点・簡易課税について

もともと中小企業者への事務負担の軽減のために設けられた特例制度である事業者免税点制度や簡易課税制度については、平成元年の消費税導入時には免税点は課税売上3,000万円以下、簡易課税適用は課税売上5億円以下でスタートした。しかし、その後、適用上限の引き上げが数回にわたり実施されており、現在は、それぞれ1,000万円以下、5,000万円以下となっている。こうした経緯を踏まえ、中小企業者が長期にわたる景気低迷とデフレのもと厳しい値下げ要請や価格競争に晒されている現状を見れば、価格転嫁の極めて困難な中、免税点・簡易課税制度の縮減による事務負担増を課すよりも、むしろ、負担軽減のために特例制度の拡充を図る議論を進めるべきである。

かつての増税無き財政再建の成功例である1980年代の国鉄、専売公社、電電公社の解体民営化を引用するまでもなく、国は、消費税の増税にあたって議員定数削減、公務員人件費削減、公共事業の見直しなどの歳出削減を確実に断行し、あわせて価格転嫁、事務負担増加、免税点・簡易課税などの問題点に配慮することで国民や中小企業の納得と理解を得る環境作りに全力で取り組むべきである。

以上のことから、消費税の増税については中小企業への影響に十分配慮することを要望する。

2. 自動車ユーザーに不公平感のある揮発油税、軽油引取税については、廃止を含めて見直すこと。

【提出理由】

揮発油税・軽油引取税は、「受益と負担」の原則の下、国が道路特定財源として道路整備のため「使い道を道路整備に特定する」と約束し、本則税率を上回る暫定税率が30年以上もガソリン・軽油を燃料とする自動車ユーザーに課せられてきた経緯がある。

従前までの税率は、本則税率に上乗せ分を加算して暫定税率としていたものである。この暫定税率はオイルショックを機に省エネのためガソリン・軽油の消費抑制を狙って、課税されるようになったもので、本来は一時的なものであったはずだが、度々、引き上げられて延長されてきた。

その後、揮発油税・軽油引取税は、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止されたことにより一般財源化され、従来の目的税から普通税に移行した。また、平成21年末に閣議決定された平成22年税制改正で、平成20年から平成30年までの10年間の暫定税率については廃止されたものの、税率水準はそのまま維持された。これを踏まえて、平成22年度以降、「揮発油税、軽油引取税の暫定税率廃止を受けて上乗せ分に相当する課税は廃止し、税制の簡素化などの見直しを行うこと」を要望してきた経緯がある。

しかし、平成23年12月10日に閣議決定した平成24年度税制改正大綱において、揮発油税、軽油引取税について「国及び地方の財政事情が非常に厳しい状況にあることや地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持する」とし、平成23年度税制大綱とほぼ同様の内容に止まり進展が無く本則税率の上乗せ分課税の廃止を見送っている。

従前から要望しているように、揮発油税・軽油引取税が一般財源化されて、道路整備財源としての目的はすでに失われているにもかかわらず揮発油税・軽油引取税は引き続き自動車ユーザーに課税されており、かつ、暫定税率は廃止されたものの、「上乗せ分」として名目を変えただけで実質的に税率水準は維持されている。これは、石油価格の安定維持や景気低迷による急激な税収減がその背景にあると思われるが、税収維持のための中小企業をはじめとする自動車ユーザーだけに税負担を強いるものであることから、一般財源化による「税負担の公平」の原則に基づき広く公平に税負担を求めるべきものである。

以上のことから、中小企業をはじめとする自動車ユーザーに不公平感のある揮発油税・軽油引取税については、廃止を含めて見直すこと。

3. 法人税法の中小法人の定義を見直し、中小企業基本法の定義に合わせて資本金3億円以下に拡大すること。

【提出理由】

周知の通り、中小企業は我が国における全企業数の99.7%(419.8万社)を占め、全従業員の69.4%(2,784万人)の働く場となっているなど経済活動の中心的な役割を担っている。中小企業基本法では中小企業の範囲を資本金3億円以下と定めて様々な支援策が講じられているところである。

しかし、法人税法では、税負担の軽減を目的とした中小企業の軽減税率の適用範囲を資本金1億円以下の中小法人と定義しており、中小企業基本法の定義との差違が生じており、中小企業基本法に基づく同じ中小企業でありながら軽減税率の適用を受けられる企業と受けられない企業があるのが現状である。

そこで、平等に軽減税率の適用を受けられるよう、法人税法における中小法人の定義を見直し、中小企業基本法の規定に合わせて資本金3億円以下に拡大すること。

中小企業の定義の比較

業 種	中 小 企 業 基 本 法	法 人 税 法
	資本金及び従業員数	
製造業その他	3億円以下 又は 300人以下	資本金1億円以下
卸 売 業	1億円以下 又は 100人以下	
小 売 業	5000万円以下 又は 50人以下	
サービス業	5000万円以下 又は 100人以下	

4. 中小企業組合の軽減税率を中小法人より引き下げること。

【提出理由】

事業協同組合等の法人税の軽減税率について、以前は中小法人より低い軽減税率が適用されてきたが、平成10年の改定以来、中小法人と同率となって現在に至っている。また、企業組合、協業組合については、従来から法人税法別表第三で協同組合等に含まれず中小法人として扱われてきている。

今こそ、「相互扶助の精神」で復興に向けて共同の力で困難を乗り越えるための事業協同組合、さらに個人の創業支援を図るとともにソーシャルビジネスの担い手としての企業組合の役割に期待が高まっているところである。中央会では、このような時こそ組織化支援を強力に推進する立場から、事業協同組合に企業組合や協業組合を含んだ中小企業組合が税制上の優遇措置についてメリットを十分実感できるよう取り組むことが重要であると考えます。

そこで、中小法人として扱われていた企業組合と協業組合について法人税の軽減税率を協同組合等と同率とするとともに、これら中小企業組合の軽減税率を中小法人より引き下げることがを要望する。

法人税率の比較

普通法人		大法人 (資本金1億円超)	協同組合等 (800万円以下の所得)	公益法人等
中小法人 (資本金1億円以下)				
年800万円以下の所得	年800万円超の所得			
18% ↓ 15% (軽減税率)	30% ↓ 25.5%	30% ↓ 25.5%	18% ↓ 15% (軽減税率)	18% ↓ 15% (軽減税率)

(従 来)

平成21年4月1日から平成24年3月31日までに開始する事業年度について年800万円以下の所得に対する軽減税率が18%（本則22%）に時限的に適用されていた。

(改正後)

平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度について年800万円以下の所得に対する軽減税率が15%（本則19%）に引き下げられている。

金融委員会提出議案

平成24年6月19日決定
金融委員長 飛里恒男

1. 中小企業の資金繰りを支援するために中小企業金融円滑化法をさらに延長すること。

【提出理由】

平成21年12月より施行されている「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（略称：中小企業金融円滑化法）は、金融機関の貸付条件変更への積極的対応を促進して借り手である中小・零細企業を支援することを目的としている。

その内容は、①金融機関が中小企業の申込みにより、できる限り貸付条件の変更等の措置を取るよう努めること②その実効性を確保するために、金融機関に体制整備や開示等の義務を課していること③中小企業向け債権が返済や財務内容に懸念があっても、経営改善が見込めるようであれば正常債権に分類できること等となっている。

この中小企業金融円滑化法については、平成23年3月に、その期限を平成24年3月末まで1年間延長するとともに、金融監督に関する指針の策定や開示・報告資料の大幅な簡素化による金融機関の負担軽減の措置が取られた。

その後、貸付条件の再度の変更案件が増加していることや貸付条件の変更を受けながら経営改善計画が策定されていない中小企業もあることから、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促し、中小企業の事業再生支援を目的として、平成25年3月末までに再延長がされた。

実際に返済猶予を受けている中小企業向け債権の件数は、施行日から昨年9月末までの累計で約225万件、金額では約63兆円に達しており、東日本大震災の影響もあり申請件数が増加している面もあるものの、震災前からほぼ同じペースで増加している。

こうした現状において、中小企業金融円滑化法が終了した場合には、金融機関の債権の一部は不良債権となるとともに中小企業向けの融資が滞り、結果として中小企業の倒産の増加や金融機関の経営の悪化を招いてしまうことが懸念される。

このため、引き続き中小企業の資金繰りの円滑化を図るために同法をさらに1年間延長させることを要望する。

2. セーフティネット保証制度については、その売上高要件を緩和するとともに現行どおり全業種を対象として運用すること。

【提出理由】

政府によるリーマンショック後の金融対策として、平成20年10月に「緊急保証制度」としてスタートし、平成22年2月に使い勝手が改善された「景気対応緊急保証制度」が平成23年3月末をもって終了した。この制度は、原則として全業種を対象とし、売上減少（前年比マイナス3%）等の要件について市区町村の認定を受けた企業には、金融機関から融資を受ける際に一般枠とは別枠で、無担保保証8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会が100%保証するという内容であり、緊急保証を含めた実績は27兆1,719億円であった。

政府は「景気対応緊急保証制度」の終了後の措置として、「セーフティネット保証制度」（特に業況の悪化している業種に属し、売上高の減少などの影響を受けている中小企業を対象）への円滑な制度変更を行うため、昨年4月から「セーフティネット保証(5号)」の対象業種を48業種に縮小して実施する予定であった。しかし、震災の被害及び影響を勘案し、引き続き業種基準を継続して平成24年度上半期までは従来どおり中分類で行われている業種分類により、ほぼ全業種(82業種)を対象として制度を運用することとした。

「セーフティネット保証制度」は「景気対応緊急保証制度」と比べ、認定基準の売上高要件が前期比マイナス3%からマイナス5%と厳しくなっている。さらに平成24年度下半期以降には現行の業種基準について細分類での運用の見直しが予定されている。

しかしながら、震災の影響が長期間かつ広範囲な中小企業に及んでおり、今後も中小企業の資金繰りの円滑化を図るために継続的な支援措置を実施することが必要であり、中小企業への経営支援策であるセーフティネット保証制度については、売上高要件を緩和するとともに現行どおり全業種を対象として運用することを要望する。

3. 商工組合中央金庫が公的金融機関としての使命を果たしていくために、その完全民営化を中止すること。

【提出理由】

平成20年秋以降、いわゆる「リーマンショック」といわれる世界的な金融危機により悪化した中小企業の資金繰り対策として、信用保証協会による緊急保証制度、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付、商工組合中央金庫による危機対応業務といった支援策の拡充が行われるとともに平成21年12月に「中小企業等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（略称：中小企業金融円滑化法）の施行による条件変更等への取組みなど多様な資金繰り対策が実施されてきた。

平成20年10月1日から平成23年3月末までの景気対応緊急保証の承諾実績は27兆1,719億円、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は10兆8,237億円、商工中金の緊急対応貸付については4兆2,581億円となっている。

商工中金はこれまで、厳しい経済状況下にある中小企業組合や中小企業に対し、民間金融機関では対応が困難な資金を供給することにより、公的金融機関として貸し渋り、貸し剥し等が起きた金融危機時や災害発生時など、いざという時に融資を迅速かつ安定的に行うなど資金繰り対策の一翼を担い中小企業へのセーフティネット機能を発揮してきた。

商工中金は、平成20年10月に株式会社化し、「5～7年後」を目途に政府が100%保有する株式を処分し完全民営化を目指していたが、平成21年6月に商工中金の完全民営化の撤回検討を付則に盛り込んだ改正株式会社商工組合中央金庫法が成立し、政府が3分の1超の株式を保有し続けることや、平成23年度末に「組織のあり方を見直す」との条項を盛り込み、政府の関与を残すこととなった。

そして、東日本大震災への対応に万全を期して取り組むことを目的として「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年5月2日施行）により商工中金は現行の機能を継続し、民営化についての結論を平成26年度末まで再延長する措置が取られている。

売上の急激な減少、売掛金回収難等の困難な状況が続いている中小企業に対して、商工中金は公的金融機関としての機能を維持していくことが今まで以上に求められており、さらに今後も公的金融機関として中小企業の利用機会が増加することが見込まれる。

このため、商工中金が引き続き公的金融機関としての使命を果たしていくために、その完全民営化を中止することを要望する。

4. 信用組合が協同組織金融機関として、中小企業への円滑な金融支援を行うために次の措置を講じること。

(1) 中小企業の経営実態に即した金融検査・監督を実施すること。

(2) 自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額を引き上げること。

【提出理由】

1. 信用組合の金融検査については、従来から財務基盤の脆弱な中小企業の経営実態を考慮するよう要望し、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の制定等を行い、要望に沿った金融検査の取組みが見られるところである。

中小零細企業への円滑な金融支援を行うためにも、引続き現場の検査官への「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の周知徹底と的確な運用により、中小企業の経営実態に即した金融検査が実施されるよう要望するものである。

特に、平成24年3月に中小企業金融円滑化法の1年間の最終延長がなされたが、延長にあたり、集中的に取り組む施策の10項目の一つとして『対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当の実施』が掲げられている。本法に基づく条件変更対応は、中小企業に対して一定の効果をもたらしているが、未だ本格的な景気回復に至らない環境のなかで、中小零細企業の実態に応じた「真の経営改善に繋がる」金融検査の実施を要望するものである。

これは、中小企業金融円滑化法の出口戦略のなかではもちろん、中小企業金融円滑化法が終了した後も同様のスタンスで実施されることを合わせて要望する。

2. 信用組合を含めて全ての金融機関は、決算期に自己資本比率を算出し、これをディスクロージャー誌等で一般開示を行っている。信用組合等の国内基準行は4%以上、主要行などの国際統一基準行は8%以上が求められており、利用者はこの数値を金融機関の健全性を判断する材料の一つとしている。

自己資本比率は、金融機関の抱えるリスクに対する自己資本の割合として算出されるが、現行基準では国際統一基準行並びに国内基準行ともリスク総額の算出が同一基準であるのに対し、自己資本に含まれる一般貸倒引当金については、国内基準行はリスク総額の0.625%を限度として算入することができるものとされており、これは国際統一基準行1.25%の1/2となっている。

金融機関は自己資本比率規制のなかで、リスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持する自己管理の取組みが求められており、一般貸倒引当金の算入限度はこの対応に少なからず影響を及ぼすものである。

一般貸倒引当金の自己資本への算入主旨を考えれば、算入限度を国際統一基準行の1/2に限定することはなく、引上げることの弊害もない。特定されていない損失の可能性に対して積み立てられる一般貸倒引当金は、自己資本に含めるべき的確性を有するものであり、取引先である中小企業から見ても同一基準による金融機関の比較対照が行えるよう、1.25%の上限まで算入できるよう要望する。

流通委員会提出議案

平成24年6月19日決定
流通委員長 齋藤保男

1. 公正取引委員会は、「不当廉売」「差別対価」の「申告」について迅速な調査を実施すること。また、違反行為に対しては、「注意」「警告」「課徴金納付命令」等をもって厳正に対処し、未然防止に効果的な措置を講じること。

【提出理由】

公正取引委員会に対する小売業の不当廉売に係わる申告件数は、平成21年度は8,979件、平成22年度は8,675件と高い数値で推移している。しかしながら、不当廉売につながる恐れがあるとして「注意」が行われた件数は2,700件(平成22年度)と少なく、申告件数の31%であった。

東京都牛乳商業組合では、毎年公正取引委員会へ「不当廉売」の申告をしている。昨年度は4月、5月が大震災の影響でチラシが少なく、収集件数申告件数とも前年度を下回ったが、牛乳が「目玉商品」となったチラシは4,424件にも上った。その中で、明らかに原価割れの不当廉売(412件)については、公正取引委員会に申告している。その結果、平成23年度は4軒のスーパーに対して「関係人注意」の「注意」措置がなされたのみである。しかし、公正取引委員会から注意を受けたスーパーは、その後の安売りの頻度が著しく減少しており、効果は大きい。

また、大手メーカーの「差別対価」が家電業界や石油業界、酒類業界等で問題となっている。差別対価とは、「不当に地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を供給し、これらの供給を受けること(独禁法)」である。特に大手家電メーカーは、大型量販店等に対して著しく低い価額で供給しているのに対し、中小小売店には高い供給価額を設定している。

東京都電機商業組合が「差別対価」として申告し、公正取引委員会が調査に入ったが、結局「問題とならない」として何の対処も行われていない。このままでは、街の中小小売店が消えて、大企業の独占的な市場になってしまうことは明白である。しかし、こうした「不当廉売」「差別対価」の違反行為に対する公正取引委員会への「申告」も継続して行い、小売店の厳しい現状を訴えて行かなければ、その効果も期待出来ない。

そこで、公正取引委員会は、事業者からの「申告」に対して迅速な調査を実施し、各種ガイドラインの適正運用による厳正な対処をすること。更に、独禁法の違反行為については、該当事業者が法の網を巧妙にくぐり抜けていることが多いため摘発までに至らない現状にある。悪質な事件では「注意」だけでなく「警告」「課徴金納付命令」「排除措置命令」等をもって厳正に対処し、独禁法違反行為の未然防止に効果的な措置を講じること。

2. 商店街の活性化を図り、地域住民の「コミュニティの場」「生活利便性の向上の場」「災害時の安全性を確保する場」を提供するため次の支援策を講じること。
- (1) 商店街内の大規模チェーン店等に対し、商店街に加入し地域活動に参加するよう指導すること。
 - (2) 節電対策、犯罪の未然防止、中小小売店への圧迫等を考慮し、大型量販店や大規模チェーン店の深夜営業に対して一定の規制を講じること。

【提出理由】

(1) 商店街は、「お祭りやイベント開催」「売り出し」「防犯運動」「街路灯の設置」「情報発信・コミュニケーションの場」等、市民の生活路として重要な役割を担っており、地域住民と一体となって健全な地域社会の形成に貢献している。東京都商店街振興組合連合会が昨年実施したアンケートによると、地域コミュニティ形成に期待するものとして、「地域の防犯、治安の向上」「いざという時の助け合い」「災害時の対応」が上位となっている。昨年の大震災を受けて、地域コミュニティで防犯、防災を重要視する回答が多くなっている。

しかし、大規模チェーンのコンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店等にあつては、「本社の方針」という理由から、地元の商店街組合（商店会）に加入せず、防災訓練を始めとした地域の活動にも参加しない上、街路灯の電気代さえも負担しない非協力的なチェーン店も見受けられる。

こうしたことから、東京都世田谷区を始めとして、自治体の中には「加入促進条例」を制定して新規出店者が商店街に加入するよう指導している自治体もあるが、そうした例は全国の自治体の中でもわずかである。依然として大規模チェーン店の商店街加入は進んでおらず、条例を制定した地域も、加入の促進が進んでいない実情がある。

この様な現状を踏まえ、“まちづくり”や“地域社会コミュニティ”の一層の活性化を推進すべく、国は、大規模チェーン店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店等に対し、商店街組合（商店会）に加入し、地域活動に参加するよう強く指導することを要望する。

(2) 昨年の東日本大震災の影響から各地の原発が点検等の理由から稼働を停止し、電力不足が懸念されている。そのような中、商店街の中小小売店や専門店が早めに営業を切り上げ、節電に協力している。それにもかかわらず、大型量販店や大規模チェーン店は深夜遅くまで長時間営業をし、電力使用の抑制もせず節電に逆行している。

また、大資本チェーンのコンビニ等も24時間営業している。特に、若年層の顧客は、何時でも気軽に買える便利さから、日用品等を小売店には行かず、深夜にかかわらずコンビニで買い物をしてしまう。その分だけ中小小売店の売上が減少し、中小企業の経営を圧迫している。

さらに、「深夜営業」は犯罪を誘発している。警察庁の分析結果によれば「侵入強盗」のうち57%がコンビニ等への強盗であり、そのうち74%が深夜（午前2時～6時）の犯行である。検挙事例（平成22年）をみても「中学生が深夜のスー

パーで窃盗」等、挙げたらきりが無い現状であり、「深夜営業」が青少年犯罪を誘発していることは明白である。

以上のように、大型量販店や大規模チェーン店の「深夜営業」は、「電力不足のための節電に逆行」「中小小売店への圧迫」「犯罪の誘発」等、二重三重に問題を抱えており到底容認出来るものではない。国は、大型量販店及び大規模チェーン店の深夜営業に対し、一定の営業時間の規制を講じること。

3. 中小企業の円滑な物流活動のために、集荷・配送等の「荷捌き用・配達用駐車スペース」「物流バリアフリー」を整備すること。

【提出理由】

平成18年6月に改正道路交通法が施行されて以来、駐車違反に係る取り締まりの方法が簡素化されたことから、取り締まりは格段に強化された。その結果、駐車違反及び交通渋滞は、大幅に減少している。しかし、悪質で危険な迷惑駐車と健全な物流を担う流通業者の業務上の駐車を一緒に扱っており、卸売業者の配送業務や小売・サービス業者の配達のやむを得ない駐車にも容赦のない摘発が行われている。引越し作業中のトラックや飲食小売店の出前・配達等のわずかな時間でさえ駐車違反となったケースもある。当然のことながら、配送方法に工夫を凝らす等の対応も必要であるが、大企業のように「運転者2人体制」や「有料駐車場を利用した荷捌き」といった方法は、資金的にも人材的にも中小企業には無理がある。

そこで、物流業界の99%を占める中小企業が円滑に集荷・配送が出来るように、道路に切り込みを入れて駐車スペースを確保する「駐車ベイ」の設置や大型スーパー等に義務づけられている荷捌き場の付置義務を徹底させる等、物流バリアフリーの整備が急務である。

近年、東京、札幌、大阪等の都市部にあつては、荷捌き車両を対象に「時間帯を限定して駐車禁止区域を解放する措置(荷捌きタイム、スペースシェアリング)」が「有料」で実施されている。都内でも千代田区や中央区を中心に数十カ所の駐車禁止区域(都道、区道)で実施されているが、数的には、まだ少ない現状である。

また、都内の市街地には、数は少ないものの「荷捌き用」のための「貨物専用」パーキングメーターが設置されている。だが、配送目的以外の一般車両が、駐車場不足のため駐車しているケースが多く見受けられる。というのも、「一般車はできるだけ他を利用」となっているだけで、たとえ駐車しても道交法上の駐車違反にはならないからである。そのため「貨物専用」とあっても集荷・配送のための「荷捌き用」として活用できず、中小流通業者の迷惑となっている。

なお、現在都内では、30分以内の駐車を無料とした上で荷捌きも可能とする措置が、平成23年8月東京都営駐車場で導入されたものの、その数はわずか57カ所に留まっている程度である。

良好な駐車秩序の確立、安全で快適な交通社会の実現のため取り締まりの強化は理解出来るが、流通業者の健全な集配・配送業務に支障をきたしている現状は容認出来ない大きな問題である。

そこで、中小企業が生活者の利便のため、円滑な物流活動に専念できるよう、具体的に以下の事項を強く要望する。

- ①荷物の積み卸しのため、道路外に設置する小さなスペース「ポケットローディング」を増設すること。
- ②公営駐車場や公営施設を活用した無料の荷捌きスペースを増設すること。
- ③歩道の一部に切り込みを入れ、路上での荷捌き駐車を可能にする「駐車ベイ」を増設すること。

- ④貨物自動車、配送用バン専用のパーキングメーター（路上駐車スペース）を増設すること。
- ⑤駐車禁止区域（道路）を時間帯限定で解放する「荷捌きタイム・スペースシェアリング」区域を拡充すること。また、有料から無料への変更も検討すること。
- ⑥ビルやスーパー敷地内における「荷捌き用駐車スペース」の付置義務制度を徹底するとともに、地下駐車場の高さ、スロープの勾配、貨物用エレベータの設置等、建築基準の見直しを含めた「物流バリアフリー」を整備すること。

4. 改正道路交通法により厳しい経営環境にある中小流通業者のために、普通自動車運転免許の自動車の種類に係る適用要件については、車両総重量6.5トン（現行5トン未満）に引き上げるよう法改正すること。

【提出理由】

平成16年の道路交通法の一部改正により「中型自動車運転免許」制度が新設され、「中型免許」「中型第二種免許」「中型仮免許」が創設された。平成19年6月から施行、今日に至っている。この背景には、貨物自動車の大型化により、運転者の技能や知識の不足によって、死亡事故件数が増えたことにある。

同制度の内容は、改正前には18歳で取得できる普通免許を所持していれば運転出来た車両総重量「5トン～8トン車」の貨物トラック等が運転出来なくなり、5トン車以上を運転するには「20歳以上」「経験2年以上」の条件が課された「中型自動車運転免許」を取得しなければならない、とするものである。

以前「2007年問題」と言われ、「団塊の世代」が一斉に定年退職を迎えた後、多くの企業が再雇用を推進してきたため、現在では65歳まで現役として働くことが一般的になってきている。しかし、ここにきて、「団塊の世代」が65歳を迎えようとしており、いよいよ世代交代の時期に入ってきたことから、中小企業の労働力確保の問題が再び生じてきた。特に、貨物運送業者や資源回収業者等のように運搬・配送を業務とする中小流通業者の場合、65歳という年齢は体力的にも限界であり、若い労働力の確保が急務となっている。ところが、中型免許制度は「20歳以上」「経験2年以上」の受験資格が必要となり、直ちに運転業務に従事させることが出来ないことから、若年者の採用を見送らざるを得ない事態も生じている。

また、法律改正時には、普通免許で運転出来る貨物自動車（積載量2トン未満クラス）の車両総重量は概ね5トン未満に収まっていたが、近年の環境対策強化、低公害車の導入に加えて、輸送品質の確保、労働条件の改善に資する設備等の導入により、車両重量の増加が著しく、普通免許で運転できる車両が減少してきており、なお一層、若い労働者の就業範囲を狭くしている。こうした状態はやがて、現在の輸送力の確保が困難になると予測される。

そのため、これらの問題解決には、「普通自動車運転免許」の適用要件のうち車両総重量に関する要件を現実に即して緩和し、普通免許で運転が可能となる範囲の拡大が効果的であり、また、それに伴う経済効果と雇用拡大効果が大きいと望めるものである。

そこで、具体的には普通自動車運転免許の自動車に係る適用要件を、車両総重量6.5トン（現行5トン未満）に引き上げるよう法改正すること。

労働委員会提出議案

平成24年6月20日決定

労働委員長 小宮山光男

1. 社会保険・労働保険の保険料率については、中小企業の経営実態を十分に考慮し、過度の事業主負担について、抜本的かつ早急に見直しを行うこと。

【提出理由】

中小企業とそこで働く従業員には、社会保険・労働保険が適用される。厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険である。その保険料率は、従業員の給料を基準に決められおり、厚生年金保険、健康保険及び介護保険については、事業主と従業員がその保険料率を半分ずつ分担して支払うこととなっている。雇用保険は、事業主が支払う保険料率が従業員より高く、労災保険は、全額事業主の負担となっている。

厚生年金保険料率は、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げられており、現在16.412%の料率は、平成24年9月からは16.766%となる。そして平成29年9月以降は18.3%に固定される予定である。また、中小企業の従業員らが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ・旧政府管掌健康保険）の健康保険料率は3年連続で引き上げられ、平成24年度は全国平均で10.0%となり、前年度の引き上げ率である0.16%を上回る0.5%の引き上げ（東京都は9.97%で、引き上げ率は0.49%）となった。なお、国庫補助率の引き上げなどの対策が講じられない限り、平成25年度においても健康保険料率の引き上げは避けられない状況で、特に平成22年度から24年度までの国庫補助率16.4%が、現状では平成25年度には13%となってしまうことから、大幅な保険料率引き上げに繋がりがかねない。そのため、協会けんぽと全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会は連名で、国庫補助率を健康保険法の上限である20.0%に引き上げるよう要望を続けている。

また、40歳から64歳の人を対象の介護保険料率は平成24年3月から1.55%と前年度比0.04%の引き上げとなっている。平成24年度の雇用保険料率は、一般の事業における事業主負担率は0.85%と0.1%引き下げられたものの、雇用保険の国庫負担、現行13.75%を本則に定められている25%に引き上げることは見送られた。

社会保険料率は、現行の枠組みの中では、今後も引き上げられることとなる。現在、人件費の約13%と言われている事業主負担分は、将来、約18%になるとも言われており、今後もさらに事業主の負担が増していくことは、企業の存続にも影響を与えかねない。

昨今の厳しい経済状況の中にあって、地域の雇用確保に懸命に努力している中小企業に対し、従業員の給与を基準として現行の枠組みの中で料率を上げていけば、今後経営者は、その対応策として「賃金の引き下げ」や「従業員数の削減」をせざるを得

ないところに来ている。現実には、従業員との雇用関係解消し、その元従業員と請負契約を結び、社会保険等の事業主負担を回避する企業もある。

よって、社会保険・労働保険の保険料率の事業主負担はすでに限界にあるとも言え、特に、財務的にも脆弱な中小企業にとってはその対応が急務であることから、社会保険等の過度な事業主負担について抜本的かつ早急に見直すことを強く要望する。

2. 地域別最低賃金額の改定に当たっては、中小企業を取り巻く厳しい経済状況を考慮し慎重に対応すること。また、特定最低賃金（旧・産業別最低賃金）は廃止すること。

【提出理由】

地域別最低賃金は、都道府県ごとに決定されており、産業や職種を問わず、原則としてその都道府県内の全ての使用者及び労働者に適用され、第一義的役割は、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セイフティーネット）としてである。

最低賃金は、最低賃金法に規定される3つの要件、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③企業の支払い能力を勘案して、公労使で構成される最低賃金審議会の意見を聴きながら各都道府県労働局長が決定してきたが、平成19年に最低賃金法の一部が改正され、これら3つの要件の他に「生活保護との整合性」に配慮することが盛り込まれた。

このことから、平成20年度以降の最低賃金引き上げについては、生活保護水準との乖離額の解消が前提とされ大幅な引き上げが続いた結果、東京都においては4年度にわたり合計98円が引き上げられ、現在の地域別最低賃金は時間額837円となり、生活保護との乖離は一応解消された。

しかし、平成22年6月の雇用戦略対話の政労使合意により「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」とされていることから、今後も最低賃金の大幅な引き上げが既定路線と捉えられているが、その合意では2020年度までの平均で名目3%、実質2%を上回る経済成長が前提条件とされている。だが、平成22年度の実質成長率は3.1%程度、名目成長率は1.1%となったものの、平成23年度は同△0.1%程度、同△1.9%であり、平成24年1月に閣議決定された「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」でも、実質成長率は2.2%程度、名目成長率は2.0%とされていることから、雇用戦略対話の前提条件となっている経済成長率を達成することは、厳しいものと言わざるを得ない。

さらに、デフレから未だ脱却出来ずにいる経済状況の中にあって、社会保険料の引き上げが続き、そして電気料金が引き上げられるということは、企業の費用負担が一段と重くなっていることにほかならない。生活保護との整合性や雇用戦略対話の合意をもってして最低賃金を引き上げていくことは、雇用調整の引き金を引くことにもなりかねず、返って我が国経済全体に悪影響を及ぼしかねないことから、地域別最低賃金の改定に当たっては中小企業を取り巻く厳しい経済状況を考慮し慎重に対応することを要望する。

また、特定最低賃金（旧・産業別最低賃金）の現状を見ると、東京都では、対象の6業種のうちすでに3業種は地域別最低賃金がそれを上回っており、残り3業種についても、2業種は地域別最低賃金を1円上回っているだけである。地域別最低賃金が全ての都道府県で賃金の最低額を保障する役割を果たしている今日、屋上屋を架すものであり早急に廃止することも併せて要望する。

3. 厚生年金基金制度を見直し、基金加入の中小企業が事業を継続し、存続できるよう次の措置を講じること。

(1) 基金が解散する条件を緩和し、解散を希望する基金の損失拡大を防止すること。

(2) 基金が解散した場合の代行部分の返還義務について、特段の配慮をすること。

【提出理由】

A I J 投資顧問株式会社による企業年金消失問題で、同業種の業界団体等が設立している総合型の厚生年金基金が大きな被害を受けた。同社への投資割合が高い基金では、今後、加入する中小企業の倒産も発生しかねない状況にある。そして、この事件をきっかけに、厚生年金基金制度が抱える問題点がクローズアップされた。

厚生年金基金の中で、多くが中小企業によって構成される総合型の厚生年金基金では、予定利率を5.5%と設定しているところが多いが、現在の経済環境における運用実績はそれを大きく下回っているのが現状である。運用実績が予定利率を下回ると積立不足が生じるため、運用実績と過度に乖離した予定利率を設定している場合、予定利率の引き下げを行う必要性が生じる。利率を変更しないのであれば掛金の引き上げが必要となる。しかし、予定利率の引き下げを行うには、加入者3分の2以上の同意が必要であり、掛金の引き上げを行う場合には、加入事業者の負担増となることから、いずれも困難が伴う。

また、従業員の退職後の生活安定といった福利厚生目的で始まった厚生年金基金制度であるが、右肩上がりを前提としたものであり、加入者の減少と受給者の増加という現状では、基金を存続させていくのが困難な状況にある。しかしながら、基金は、厚生年金の一部を国に代わって支給（代行支給）しているため、基金を解散する場合には、その基金が支給することになっていた代行支給に要する費用を一括して国に返還することとされているが、代行部分の積立不足から解散もできない基金が出現している。確かに、現在国は、資産不足の基金については、返還額の分割納付・返還額に関する特例を設け解散（特例解散）を認めている。

しかし、このような措置は講じられてはいるものの、特例解散をした基金の代行部分の不足額を分割納付している間に一部の事業者が倒産した場合、現在は他の事業者がその倒産した事業者の分も負担する連帯責任方式となっていることから、その支払いに耐えられず廃業せざるを得ない企業が顕在化している。基金を解散する場合の代行部分の不足額を過度に中小企業に負担させることは、その事業継続を著しく困難にするものである。

これらの状況に鑑み、厚生年金基金制度を見直し、基金が解散する条件を緩和し、解散を希望する基金の損失拡大を防止するとともに、基金が解散した場合の代行部分の返還義務について特段の配慮をすることにより、基金加入の中小企業が事業を継続し、存続できるよう措置を講じることを要望する。

4. パートタイム労働者の継続的就労に資するため、非課税限度額（103万円）を引き上げるとともに、社会保険料納付義務の適用年収基準も引き上げること。

【提出理由】

パートタイム労働者の収入は、一般的には給与所得となり、一定の金額を超えると所得税と住民税がかかる。所得税は、年収が103万円を超えると、住民税は、同100万円を超えると、それぞれ超えた額に応じて課税される。所得税の非課税限度額引上げの推移は、昭和57年86万円、昭和58年87万円、昭和59年90万円、平成元年100万円、平成7年度103万円である。

よって、他に収入がなく、年収100万円以下であれば無税であり、同103万円以下であれば、配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）を受けることが出来る。また、企業によっては家族手当の支給条件としているところもある。

さらに、パートタイム労働者の所定労働時間が短時間で基準に該当しないことなどから、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者とはならないが、その配偶者が社会保険の被保険者となっている場合には、原則として、パートタイム労働者の年収が130万円未満であれば、健康保険は被扶養者扱い、国民年金は第3号者被保険者（本人負担なし。）となる。

現在、パートタイム労働者の年収が103万円を超えると配偶者控除は受けられなくなるが、家計全体としての税負担が急激に増すことのないように配偶者特別控除が設けられている。しかしながら、健康保険・厚生年金保険といった社会保険の適用年収については、そのような緩和措置は講じられていないことから、実際には、年収が130万円以上となり、パートタイム労働者が国民健康保険の被保険者、国民年金の第1号被保険者となることのほうが、より大きな壁となっている。

こうしたことから、繁忙期の年末に近づくと収入をこれらの限度内に抑えるため、休職などの就労調整をするパートタイム労働者が増加することとなり、そのための要員確保が企業の悩みの種となっている。特に、東京都においては、平成20年度から平成23年度の4年度にわたり地域別最低賃金が時間額で100円近く引き上げられたことを考えると、それ以前より就労調整を行うパートタイム労働者が増えていると類推される。

よって、平成7年度以降据え置かれている現行の非課税限度額103万円を引き上げるとともに、社会保険料の適用年収基準130万円についても引き上げることがを要望する。

組織委員会提出議案

平成24年6月20日決定
組織委員長 泰地 武

1. 中小企業組合が、経済社会環境の変化に対応し積極的に展開できるよう、中小企業等協同組合法を次のように改正すること。

(1) 異業種組合の設立・定款変更等認可にあたっては、複数の行政庁に認可申請することなく、認可行政庁を一元化すること。

(2) 暴力団排除のための規定（排除条項）を「組合員の資格等」「役員資格等」の条項に追加すること。

(3) 組合で共済事業を実施する場合の給付金額を30万円まで引き上げること。

(4) 火災共済協同組合については、組合員の規定見直しと火災共済事業以外の共済事業を総合的に実施できるようにすること。

【提出理由】

(1) 組合認可行政庁の一元化

異なる業種の組合員で構成する「異業種組合」は、組合員の地区（組合員の事業所の所在地）が、都道府県の区域を超えないもの（財務大臣及び国土交通大臣の所管に属する事業で政令で定めるものを除く。）については、その主たる事務所の所在地を所管する都道府県知事が認可を行うこととなっているものの、地区が都道府県の区域を超える場合は、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣が行うこととされている。

そのため、組合の設立及び定款変更認可申請の手続は、それぞれの業種の所管行政庁ごとに行うこととなり、事務の煩雑化と多くの時間を要し、組合に過大な負担を強いることとなっている。

そこで、組合の負担を軽減するために、異業種組合にあつては、認可行政庁を一元化することを求める。具体的には、中小企業庁による包括認可又は事務所を設置する都道府県の認可、ないしは、組合員の多数を占める業種を所管する行政庁に一元化する旨の組合法改正を要望する。

(2) 暴力団排除規定（排除条項）の追加

昨年10月には全都道府県において暴力団排除条例が施行された。事業者は取引の相手方が暴力団員・元暴力団員（刑の執行を終えてから5年を経過していないと規制対象者となる。）に該当するかどうかを確認することが義務づけられると共に、暴力団が資金獲得のための介入を排除する仕組みを構築することが喫緊の課題と云われている。

近年制定された法律、「特定非営利活動促進法」（NPO法）のNPO法人の認証基準には「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

三年法律第七十七号) 第二条第二号に規定する暴力団をいう。」「暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体」(同法第12条第1項第3号)に該当しないこととあり、さらに、役員欠格事由として「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の違反者、「刑法」又は「暴力行為等処罰に関する法律」の罪を犯した者及び暴力団の構成員(同法第20条第4号、第5号)と規定している。

また、水産業協同組合法における役員資格は、同法第34条の4第5号において「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者」は「組合の役員になることができない。」となっている。

一方中小企業等協同組合法第35条の4における「役員資格等」に関し、平成18年の同法改正において「会社法等の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者」「会社法、組合法以外の法律の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者」等については役員に就任することが禁止されたものの、暴力団そのもの、ないしは暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者についての排除規定は存在しない。(農業協同組合法及び生活協同組合法においても同様であり、当該規定はない。)

最近では、中小企業等協同組合法の改正を待つまでもなく、組合定款に暴力団排除条項を盛り込みたいという意向がかなり増えてきている。具体的には定款の「組合員資格」「除名」「員外役員」条項において当該規定を追加することも一案であるが、これに留まることはなく、組合法に暴力団関係者等(暴力団・暴力団の統制下にある事業者・暴力団員・暴力団員でなくなった日から5年経過しない者等)を組合組織・運営から排除する旨を規定することは、中小企業者で構成された組合制度の社会的信頼の維持・向上に不可欠であることから、組合法の「組合員の資格等」「役員資格等」の条項に暴力団排除規定(排除条項)を盛り込むように組合法の改正を要望する。

(3) 共済事業の給付金額の30万円への引き上げ

平成19年改正組合法の施行により、共済事業の定義を「一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済契約の締結を行う事業」としたうえで、10万円を超える慶弔見舞金を組合員に対して支給する場合に、共済事業としての事業の健全性の確保と組合員等の契約者を保護するという観点から、共済規程を作成し、所管行政庁からの認可を受けることが義務付けられることとなった。

また商工組合・商工組合連合会においては、中小企業団体の組織に関する法律及び同法施行規則の規定により、一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済事業の実施ができないこととなった。

(中小企業団体の組織に関する法律第17条第3項、同法施行規則第77条)

事業協同組合においては、「一の被共済者当たりの共済金額が10万円を超える共済契約の締結を行う事業」を実施する場合には、①他の事業との区分経理、

②経費の賦課の禁止、③責任準備金・支払準備金の積立、④余裕金運用の制限、⑤事業年度末における負債総額が200億円を超える組合の外部監査の導入、⑥契約期間が1年未満・満期返戻金がない共済契約以外の契約における共済計理人の選任・関与、⑦組合員である契約者に対する重要事項の説明義務、⑧講習に対する業務財務に関する説明書類の公衆縦覧、⑨共済事業の募集・代理契約を行う共済代理店の規定の整備、⑩共済金額の削減、共済掛け金の追徴に関する事項の定款への記載の義務付け等が求められている。

また組合員が1千人を超える大規模共済組合にあつては、こうした点に加えて、①原則として他の事業との兼業の禁止、②財務の健全性基準の導入、③最低出資金の導入（1千万円）も課せられることとなった。

これにより、法改正以前から共済事業を実施している組合にあつても、①組合員への給付する金額を10万円に引下げ、②保険会社への運営委託、③正式に共済規程の認可を受けて継続、④同業者組合の場合のみ任意組合として継続、のいずれかを選択せざるを得なくなった。

①の場合は組合員へのメリットの低下。②の場合はコスト増加ばかりでなく、いざというときに共済金の給付に迅速な対応ができない。③の場合は専門的な知識が必要であり、「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」「共済事業を行う事業協同組合等に係る検査マニュアル」（いずれも中小企業庁）の内容を十分に熟知した上で保険会社並のコンプライアンスを求められるなど通常の役員や事務局では対応が困難である。④の場合は、責任の所在が不明確な任意団体である別組織を立ち上げた上で運営していかなければならないなど抱える課題は大きい。

中小企業組合は、相互扶助の精神に基づいて各種共同事業を実施する組織であり、こうした事業実施のハードルが高くなったことは、組合の存在意義にも関わってくるともいえる。高くなったハードルを乗り越えるためには、現実としては、専門的なコンサルタントに制度設計や共済規程の作成等を依存しなければ対応できないのが現状である。

事業協同組合で、ある一定の規模（例えば組合員200人以内の総代制を採れない程度の規模）以下の組合にあつては、従来どおり福利厚生事業の一環として実施できるように給付金額については、組合法第9条の2第2項及び同法施行規則第2条で規定している火災共済事業（組合員のためにする火災共済事業・火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の主務省令で定める偶然的事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのもののいずれかにより財産に生ずることのある損害を埋るための共済事業をいう。）と同額である30万円まで引き上げることを要望する。

（4）火災共済協同組合の組合員の規定見直しと総合共済の実施

昭和59年組合法改正以前は、員外利用は一切認められず、当時の法律規定によると組合員は、「組合員と生計を一にする親族、組合員たる法人の役員、組合員の使用人又は組合員たる組合を直接又は間接に構成する者」となっていて、こうした者に対してのみ火災共済事業を実施するという法律の規定となっ

ていた。

昭和59年の組合法改正による員外利用制度を導入した際に、組合員を「組合員資格を有する中小企業」としたうえで「組合員と生計を一にする親族及び組合員たる法人を直接又は間接に構成する者」と限定して、「組合員たる法人の役員」及び「組合員の使用人」については組合員から外して員外扱いとした。

組合員の規定については、農業協同組合法、消費生活協同組合法に比べて著しく限定的である。農業協同組合法については「当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人」、消費生活協同組合については「地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者」であり出資をすれば組合員となり得る。

不特定多数の者を対象とする火災保険とは異なり、特定の組合員のみを対象とする火災共済協同組合の事業であるがゆえに、「組合員たる法人の役員」及び「組合員の使用人」については、員外利用として見なすことなく組合員として取り扱っていただくことのできるよう、以前のような法律規定を適用することを要望する。

昭和32年の組合法改正以降今日に至るまで、火災共済協同組合の事業は、組合員のためにする（火災等によりその財産に生じる損害を埋めるための）火災共済事業に事業範囲が限定されている。

また一方で、事業協同組合は、制度上の要件等が整えば「組合員の福利厚生に関する事業」として、生命傷害共済事業を実施することができるものの、火災共済事業については組合法第26条（火災共済協同組合の地区）の規定により、実施することはできない。

しかしながら、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法においては、火災共済と生命傷害共済事業を包括的・総合的に実施できることとなっており、この点に関しては、制度上の公平性を欠いている。

組合員である中小企業者に対し、一つの組織で総合共済を実施することで事業運営の効率化と組合員のサービス向上に資することとなるため、組合法の改正により実現することを要望する。

2. 企業組合の社会的認知度向上のための措置を講じること。

【提出理由】

企業組合は昭和24年中小企業等協同組合法が制定された当初から存在した制度で、60年超の歴史がある。

個人が組合に資本と労働力を投入し、組合自体が一つの企業体となり事業を行い、組合員は組合に従事するという特色を持つ制度である。

当初は終戦直後の混乱期の中での、勤労者、個人事業者、外地から復員による失業者を対象とした雇用対策的な色彩が濃かったが、その後、家族的な小零細企業組合も数多く存在した。

ピーク時には、全国で1万を超える組合が存在した時期もあったものの（1万936組合・昭和30年・全国）現在は1,945組合（平成23年3月末・全国）であり、5分の1程度である。

株式会社の最低資本金が導入された当時、女性・高齢者・サラリーマンなどが、最低資本金の適用されない会社に類似する組織として注目したことで、メディア等でたびたび取り上げられ、企業組合は再び脚光を浴びることとなった。その後、株式会社の最低資本金制度がなくなることで、こうした点についての企業組合のメリットは薄れた。

しかし、今日でも企業組合を、株式会社のような資本の論理に左右されない人的組織として捉え、環境や福祉などソーシャルビジネスに取り組むための起業のツールとして活用を試みる者もいる。

ところが、企業組合役員の雇用保険・労災保険の適用は、理事長は経営者という立場と見なされるため適用されず、他の役員については事業に従事する他の組合員や従業員と同様の就労実態が確認される場合に限り適用されるなどの制約がみられる。

理事長については雇用保険に代わり、小規模企業共済制度が適用され、労災保険は、特別加入制度を活用する途も開けたものの、ここに来るまでには相当険しい道程があったことは事実である。

また、事業協同組合と同様に設立や定款変更にあたって認可が必要であり、その後も、法律に基づく認可行政庁に対する決算関係書類及び役員変更届提出義務規定があるものの、行政庁に積極的に認可し創業支援しようという姿勢が見られず、やや消極的であるのが現状である。

一方、苦勞してやっとの思いで企業組合の設立認可を受けても、預金口座を開設にあたり金融機関へ足を運んだ際に、窓口の担当者の理解が乏しいため、企業組合の説明に苦勞したり、また、融資の相談となればなおさらのことである。

商取引等で契約を相手方と締結する場合に、企業組合という制度についての認識が浅い又は殆どないため、相手方に理解をして頂くことに苦勞することが多い。

そこで、本会としては企業組合制度を株式会社と同様な法人制度として、広報活動を通じて社会に浸透させ普及させることを提唱する。現在でもパンフレット・設

立案内等の文書の作成、企業組合サミットの開催など一定の効果を示しているが、これをさらに拡充強化し、中小企業組合制度の中で事業協同組合と比較して、数の少ない企業組合の制度をテレビ・新聞等のメディアを通じて広く一般社会に周知し、浸透させる措置を講じることを要望する。

3. 国及び地方公共団体等は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」「中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、中小企業者に対する発注は以下の項目を踏まえて行うこと。

- (1) 官公需適格組合等の組合随契を含めた積極的活用を行うこと。
- (2) 競り下げ方式を採用しないこと。
- (3) 適切な価格による発注を行うこと。

【提出理由】

(1) 官公需適格組合等の積極的な活用

中小企業者の受注機会を確保することを目的とした、昭和41年の「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（「官公需法」）」が制定・施行されたことと併せ、当時の衆議院商工委員会において「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案に対する附帯決議」がなされて、中小企業者の受注確保のための積極的な措置を講ずる必要性が明記された。

官公需法第4条には、中小企業者の受注の増大を図るため「中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等」が明記され、この規定に基づき「中小企業者に関する国等の契約の方針」が毎年閣議決定されて、官公需適格組合を始めとする事業協同組合の活用、中小企業者の受注機会の増大を図ることが具体的に規定されている。

官公需適格組合証明は、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（61企庁第834号）」に基づき、中小企業組合の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって履行できる経営基盤（組織体制、財政状態等）が整備された組合を中小企業庁、実務的には経済産業局が証明する制度である。

現在、官公需適格組合は、平成23年12月末現在全国で806組合（前年比12組合減少）、平成24年3月末現在東京都では119組合（前年比2組合増加）を数えるものの中小企業向け官公需発注額に占める割合は、1%にも満たない。

また、予算決算及び会計令第99条に「随意契約によることができる場合」の規定があり、第18号に「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。」の規定がある。

契約に係る予定価格が少額（250万円を超えない工事又は製造、160万円を超えない財産の買い入れ等）である場合、随意契約によって官公需適格組合を活用することも可能であるのでこの規定を活用すべきと考える。

官公需発注は中小企業者の経営基盤の強化策の有効な手段として位置づけ、国は、官公需適格組合制度の更なる周知徹底を図ると共に、官公需適格組合及び中小企業者への官公需発注増大に努めることを要望する。

(2) 競り下げ方式を採用しないこと

毎年閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」には、ダンピング防止対策等の推進及び適切な予定価格の作成が明記されているものの、平成22年7月政府は、物品や資材の調達費抑制のため、インターネットオークションで業者が一定時間内に何度も入札価格を変更できる方式導入を「公共サービス改革基本方針」に織り込み閣議決定した。

これを受けて、内閣府の行政刷新会議では、公共サービス改革分科会において、官公庁における公共事業の建設資材や備品、消耗品の調達のため、インターネットオークションを活用した新しい方式による公共調達価格の大幅な引下げ実現に向けて検討を行った。

この方式は、「競り下げ」方式といわれる新たな入札制度の採用であり、業者に一定時間内で、より安い価格の入札を繰り返させて競わせることで、最終的に一番低い価格を入れた者を落札者として決定するものである。

「競り下げ」を英訳すると「リバースオークション」となるが、英国や米国、韓国ではこの方式を積極的に導入し、従来民間に較べて高かった行政コストを下げることに成功したとのことである。

民主党政権で立案した「公共調達の多様化（競り下げ方式の導入）について行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案」第19条（競り下げの方式を活用した調達の実施に係る措置）には、調達に係る経費の削減の効果等につき十分な検証を行った上で、円滑かつ適正に実施するために必要な措置を講ずるものとするという規定もあるが、もう既に試行されている。

具体的な事例としては、国では平成23年9月の内閣府によるトイレットペーパー用紙調達、平成24年1月の厚生労働省の医薬品産業実態調査報告書等40件程、地方では、神奈川県庁で県立三川公園（海老名市）内太陽光発電施設整備事業の入札であったが、この方式を採り入れることで、結果として、

- ①大規模発注に対応できる大企業に落札が偏る可能性が極めて大きく、中小企業者が対応しうる余地がほとんどないこと。
- ②「落札予定価格」ではなく「開始価格」から落札が始まることで、削減率のみがセンセーショナルにクローズアップされ、実質的な効果が見えにくいこと。
- ③競り下げで落札した企業の契約の履行状況の確認の必要性が高まったこと。
- ④競り下げがデフレや不毛なダンピング競争を助長し、地域中小企業への深刻な影響が生じる懸念があること。等の課題点が判明した。

国等が導入すれば、財政悪化している地方公共団体にも浸透していくことは必至であるため、中小企業者が多く存在する中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）にあっては中小企業の経営を圧迫する競り下げ方式での入札を行わないようにすることを強く要望する。

(3) 適切な価格による発注

規制緩和、行政事務の効率化、徹底した経費削減の取り組みから、国等においては、一般競争契約の拡大や一括調達の導入が推進されている。

こうした一連の動きが、ダンピングによる極端な低価格落札を増大させ、過度な業者間競争を招き、採算割れで受注できないほどの深刻な状況が生じているということも一つの側面である。

地方自治法施行令第167条の10第2項に規定される最低制限価格制度については、国の場合には採用されていない。

また、これに類似した制度として低入札価格調査制度がある。この制度は、予定価格と共に予め調査の対象とする基準価格を定めておき、入札価格がこれを下回ったときに、契約が適正に履行されるかどうかを調査する制度であり、入札価格内訳書の徴収の徹底や落札者名の公表なども行っているが、履行が担保されれば契約に至ってしまうなど現実としては目立った効果を上げるまでには至っていない。

平成8年に発効したWTO世界貿易機関の政府調達に関する協定に基づき、国の機関や独立行政法人、都道府県・政令指定都市においては、一定金額以上の物品の調達、建設工事、特定役務に関し最低制限価格制度を適用しないこととなっている。

運送業界においては、規制緩和の名の下に1990年に施行された物流二法（貨物自動車運送事業法・貨物運送取扱事業法）による需給調整の廃止、最低保有車両台数の緩和（トラック最低5台以上）、運賃の届け出制により、業者数が当時の約36,000社から62,000社に増加した。これによる過当競争の激化で、ダンピング競争の渦中に陥れられた。官公需においては、落札の実績がないと随意契約にも結びつかないこともあり、無理して採算を度外視しても受注しようという行動に走ることもある。また、入札に当たって発注機関が最低入札価格を提示しないとか、最低落札価格を公表しないこともあり、こうしたことがダンピングを誘発してしまうこともある。

ビルメンテナンス業界においては、低価格入札により、公共施設等のメンテナンスを行う業者が、毎年のように目まぐるしく交替することで引継も円滑に行われないうことも相まって、地域の財産であるべき公共施設等のメンテナンスが適切に行われず、施設そのものの劣化が起きているという状況もある。

不毛な低価格競争（ダンピング）を回避し、中小企業者が適正な利潤を確保できるようにするため、国等の発注機関が、適切な価格による発注を行うことを要望する。

4. 中小企業組合の活性化と健全な運営を図るため、中小企業組合士制度の普及と活用を講ずること。

【提出理由】

中小企業組合士制度は、組合の健全な発展と事務局役職員の資質向上を図るため、昭和44年に東京中央会が創設した。

昭和49年度から全国制度として全国中央会に移行、中小企業庁の助成のもとに中小企業組合検定試験が実施され、「中小企業組合士」の認定は全国中央会が行うこととなった。

昭和53年6月に中小企業庁長官より、この制度の普及徹底のための通達（53企庁第929号）が出された。

昭和59年には組合法第75条（全国中央会）の事業に「組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定」が追加され、本検定試験が組合法上において位置づけられることとなった。

中小企業組合士は平成23年6月現在、東京では645人、全国では平成22年6月現在3,319人（平成23年は震災等の影響により非公表）が認定されている。

本会では、組合事業の活性化と健全な運営を図るためにも、「1組合に1組合士」のスローガンのもと、組合事務局に中小企業組合士を配置することを勧めている。中小企業組合士制度は、初期の目的である組合役職員の資質向上に多大な貢献をしているが、有資格者の活用は十分になされていない。

現在、組合士資格認定にあたっての要件は、制度・運営・会計3科目の検定試験に合格し、中小企業組合又はこれに準ずる機関（中小企業者を主たる構成員とする団体、中小企業団体中央会その他の中小企業団体、行政庁の商工関係部局、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び株式会社商工組合中央金庫）において、3年以上の実務経験を有することとなっているが、さらなる普及を図るため、実務経験期間を1年に短縮するとともに、改正組合法によって、組合員が1,000人を超える大規模組合については、監事への業務監査権限の付与と員外監事の選任が義務化されたことに伴い、これらの組合では、公認会計士等の専門家を員外監事として選任し、監査を行うことが理想的であるが、監事報酬が組合にとって大きな負担になることが懸念されるため、現在では活用される範囲が限定されている中小企業組合士の活用策の一つとして、員外監事として選任及び活用できるよう、新たな仕組みを作ることを要望する。